

高知県公安委員会告示生企第24号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月10日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

別表のとおり

別表

申請者	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号 株式会社三共 代表取締役 石原 明彦	ぱちんこ遊技機 Pフィーバーダンまち2N 4P0922	告示の日 から3年 間
東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号 株式会社ジェイビー 代表取締役 堤 順一	ぱちんこ遊技機 eフィーバーダンまち2G 410498	告示の日 から3年 間
東京都北区田端一丁目21番8号 NS Kビル 株式会社パオン・ディーピー 代表取締役 山本 健	回胴式遊技機 L／ていだどん／PA5 430624	告示の日 から3年 間
岡山県岡山市南区福富東二丁目20番6号 セブンリーグ株式会社 代表取締役 白石 顕大	回胴式遊技機 LスーパーブラックジャックSLDC 4S1230	告示の日 から3年 間